

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月19日（平成28年（行情）諮問第166号）

答申日：平成28年4月26日（平成28年度（行情）答申第31号）

事件名：外部の有識者の会議に対する提供資料の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「外部の有識者の会議に対する情報提供資料に該当するもの全て（2015.3.31一本本B1660で特定された後に該当するもの全て）。  
\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 我が国を取り巻く国際情勢 2015年4月10日 海上幕僚  
監部指揮通信情報部

文書2 中国情勢（中国人民解放軍の現状）

文書3 中国情勢～人民解放軍の現在～ 平成27年6月15日

文書4 中国情勢～中国人民解放軍の現在～ 平成27年9月4日

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年10月22日付け防官文第16753号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 電磁的記録を特定したというのは誤りである。

文書2及び文書3は交付された複写にはパンチ穴の痕跡があることから、特定された文書は紙媒体だけであり、電磁的記録を特定したとする開示決定には誤りがある。

(6) 開示実施手数料の見直しを求める。

紙媒体を特定したのであるから、それに見合う開示実施手数料に見直しを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「外部の有識者の会議に対する情報提供資料に該当するもの全て(2015.3.31-本本B1660で特定された後に該当するもの全て)。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書(電磁的記録)を特定した。

#### 2 本件対象文書の特定について

本件開示請求書には、「2015.3.31-本本B1660で特定された後に該当するもの全て」との記載があり、本件開示請求に先立ち、「外部の有識者の会議に対する情報提供資料に該当するもの全て(2014.9.24-本本B831で特定された後に該当するもの全て)。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」との別件開示請求(請求受付番号:

2015. 3. 31(本本B1660)に対し、平成27年5月29日付け防官文第8901号及び同年9月3日付け防官文第13543号により開示決定を行っていることから、当該開示請求を受理した同年3月31日の翌日以降に作成した行政文書を本件開示請求の対象として所要の探索を行い、その結果として、本件対象文書(電磁的記録)の保有を確認したことから、これらを本件開示請求に該当する行政文書として特定した。

### 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(4) 異議申立人は、「交付された複写にはパンチ穴の痕跡がある」ことを根拠に、電磁的記録を特定したというのは誤りであると主張するが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、パンチ穴の開いた紙媒体をPDF化したものであり、電磁的記録の特定に誤りはない。

(5) 異議申立人は、紙媒体を特定したのであるから、それに見合う開示実

施手数料に見直すよう求める。

本件開示請求に該当する文書として特定した4文書は、上記2に記載したとおり電磁的記録（PDFファイル形式）である。しかし、原処分に係る行政文書開示決定通知書において、「開示の実施の方法等」に「A4版用紙120枚（うちカラー105枚）」と誤って記載したことから異議申立人が、原処分において紙媒体の行政文書が特定されたものと考え、このような主張をしてきたのではないかと思料するが、上記で述べたとおり、原処分の文書特定に誤りがあったわけではないことから、開示実施手数料の見直しは必要ない。

(6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月22日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、海上幕僚監部が外部の有識者の会議のために作成した文書である。

異議申立人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書については、海上幕僚監部が海上自衛隊の諸活動に対する理解を促進することを目的に開催する会議で使用するために作成した文書である。

イ 文書1、文書3及び文書4については、外部の有識者の会議でスクリーンに映写する形で使用されたため、参加者には配布されず、文書2については、外部の有識者の会議で防衛省側の説明者の手持ちとして使用された。

ウ 当該会議終了後、担当者が会議の際の手持ちとして保有していた本件対象文書の紙媒体をスキャナで読み取ってPDF形式の電磁的記録とし、元の原稿の電磁的記録や紙媒体については必要がないため廃棄したことから、防衛省において、当該電磁的記録以外に電磁的記録は保有していないとのことであった。

(2) 本件対象文書については、その作成目的及び保管方法を踏まえると、PDF形式の電磁的記録以外に本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえ、他にPDF形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久